

議会議案第1号

北朝鮮による核・ミサイル問題及び日本人拉致問題の 早期解決を求める意見書

北朝鮮は、我が国を始め、国際社会からの累次にわたる自制要請を無視して2月7日、弾道ミサイルの発射を強行した。

一連の国連安全保障理事会の決議に明らかに違反する今回の行動は、漁業関係者の安全な操業を脅かしただけでなく、全国民の安全・安心に脅威を及ぼすという我が国の安全保障そのものに対する重大で直接的な暴挙である。

去る1月6日には核実験を実施した旨の発表を行うなど、北朝鮮の一連の行動は、国際社会の平和と安心を著しく損なう行為であり、断じて容認できるものではない。

さらに、2月10日の我が国独自の対北朝鮮措置に反発して「日本人の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体する」としたことは著しく合理性を欠くものであり、極めて遺憾と言わざるを得ない。

よって、国におかれては、六者会合共同声明及び日朝平壤宣言の趣旨に鑑み、下記の事項について、全力を挙げて取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国際社会との連携を一層密にし、北朝鮮に対して、国連決議の遵守を平和的に働きかけるとともに、我が国独自の制裁を徹底し、北朝鮮における核・ミサイル問題の早急な解決を図ること。
- 2 あらゆる手段を通じ、日本人拉致問題の早期解決を図り、拉致被害者の一日も早い救出を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年2月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣
内閣官房長官

} あて

議会議案第二号

石川県がん対策推進条例について

地方自治法第百十二条及び石川県議会議規則第十五条の規定により、右の議案を別紙のとおり提出します。

平成二十八年三月二十二日

石川県議会議長 中村 勲 殿

提出者

議	議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員	員
石	本	米	井	善	安	平	吉	谷
田	吉	澤	出	田	居	蔵	田	内
忠	淨	賢	敏	善	知	豊		律
夫	与	司	朗	彦	世	志	修	夫

石川県がん対策推進条例

目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	がんの予防（第九条―第十二条）
第三章	がんの治療（第十三条―第十五条）
第四章	がんとの共生（第十六条―第十九条）
第五章	がん対策の推進（第二十条―第二十四条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となつてゐる等がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となり、がん対策を加速する必要がある現状に鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、県及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、がんの予防、がんの治療及びがんとの共生（がん患者がんと共に生きることをいう。）を中心とした施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合かつ計画的に推進し、もつて県民が生涯にわたつて安心して暮らすことのできる健康長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 保健医療福祉関係者 がんの予防、がん検診、がんに係る医療（以下「がん医療」という。）又はがん患者に対する介護その他の福祉サービスに従事する者及びその実施機関をいう。

二 患者団体 がん患者及びがん患者の家族（以下「がん患者等」という。）並びにそれらを支援する者により構成されるがん患者等を支援することを目的とする団体をいう。

三 がん診療連携拠点病院等 専門的ながん医療の提供等を行う病院として、国又は県が指定したものをいう。

四 緩和ケア がん患者等の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することを目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。

（県の責務）

第三条 県は、国、市町、保健医療福祉関係者及び患者団体その他の関係団体と連携を図りつつ、地域の実情に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町の役割）

第四条 市町は、県、保健医療福祉関係者及び患者団体その他の関係団体と連携を図りつつ、その地域の実情に応じたがん対策の推進に努めるものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、日常生活において自らががんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、がん検診を積極的に受診すること等により、がんを早期に発見し、速やかに治療を受けるよう努めるものとする。

2 県民は、がん患者等に対する理解を深め、互いに支え合うよう努めるものとする。

（医療保険者の役割）

第六条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、がんの予防及び早期発見を推進するよう努めるとともに、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療福祉関係者の役割）

第七条 保健医療福祉関係者は、がんの予防、がん検診、がん医療及びがん患者に対する介護等を推進するために必要な知識や技能の向上に努めるとともに、がんに関する啓発及び知識の普及、精度の高いがん検診の実施、がん患者の意向を十分に尊重した良質かつ適切な医療の提供並びに介護その他の福祉サービスの提供に努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、その雇用する従業員に対するがんの予防及びがん検診の受診等に関する啓発並びにがん検診を受診しやすい就業環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する従業員ががんに罹患したときは、当該従業員が働きながら治療を受け、療養することができ、また、その雇用する従業員の家族ががんに罹患したときは、当該従業員が働きながらその家族を看護することができるよう必要な環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 がんの予防

(がんの予防の推進)

第九条 県は、市町、保健医療福祉関係者及び患者団体その他の関係団体と連携して、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんの予防に関する知識の普及啓発

二 受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十五条に規定する受動喫煙をいう。）の防止のための学校、病院その他の多数の者が利用する施設における分煙又は禁煙の推進

三 前二号に掲げるもののほか、がんの予防を推進するために必要な施策

(早期発見の推進)

第十条 県は、市町と連携して、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がんの早期発見の重要性に関する知識の普及啓発

二 がん検診を受けやすい環境の整備の促進その他がん検診の受診率の向上を図るための施策

三 がん検診に従事する者の資質の向上のための研修その他がん検診の質の向上を図るための施策

(がんに関する教育の推進)

第十一条 県は、保健医療福祉関係者及び患者団体との連携を図りつつ、子どもの発達段階を踏まえ、

がんに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

(女性に特有のがん対策の推進)

第十二条 県は、市町、保健医療福祉関係者及び患者団体その他の関係団体と連携して、女性に特有のがん対策を推進するため、検診を受けやすい環境の整備を図るとともに、がんの種類や年齢による特性を考慮した、がんの予防に関する知識の普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

第三章 がんの治療

(がん医療の充実)

第十三条 県は、全てのがん患者がその居住する地域にかかわらず適切ながん医療を受けることができるよう、がん医療の充実を図るため、国及びがん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん診療連携拠点病院等の整備及び機能強化

二 がん診療連携拠点病院等とその他の医療機関との連携協力体制の整備及び強化の促進

三 がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療従事者の育成及び確保

四 がん医療と歯科医療との連携による口腔^{くわう}ケア、口腔の状態に起因する全身の感染症等を予防し、又

は軽減するための処置をいう。の推進

五 前各号に掲げるもののほか、がん医療を充実するために必要な施策
(がん研究の推進)

第十四条 県は、国と連携して、がんの罹患及びがんによる死亡を減少させるため、がんの予防、先進的な医療の導入その他の研究の促進に必要な施策を推進するものとする。

(小児がん対策の推進)

第十五条 県は、小児がんに係る対策を推進するため、専門的な小児がん医療の提供等を行う医療機関その他関係機関と連携して、小児がん医療に関する情報の提供の推進、小児がん患者及びその家族に対する長期にわたる相談及び支援の体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 がんとの共生

(医療機関における緩和ケアの充実)

第十六条 県は、医療機関における緩和ケアの充実を図るため、国及びがん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がんと診断された時から、がん患者等の状況に応じた緩和ケアの提供を行う医療体制の整備の促進

二 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療関係者の育成及び確保

三 緩和ケアに関する県民の正しい理解を深めるための啓発及び知識の普及

四 前三号に掲げるもののほか、緩和ケアを充実するために必要な施策

(在宅医療等の推進)

第十七条 県は、がん患者等の意向を踏まえ、家庭又は住み慣れた地域で安心してがん医療を受けることができるよう、市町と連携して、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 在宅における医療、緩和ケア、介護その他の福祉サービス（以下この条において「在宅医療等」という。）の提供を行う体制の整備の促進

二 在宅医療等に関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療関係者並びに介護福祉士その他の福祉関係者の育成及び確保

三 前二号に掲げるもののほか、在宅医療等を推進するために必要な施策
（相談支援の体制の充実）

第十八条 県は、がん患者の療養生活の質の向上及びがん患者等の社会生活上の不安の緩和を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん患者等に対する相談支援の体制の整備の促進

二 患者団体が行うがん患者等を支援することを目的とする活動の促進に必要な施策

三 ピアサポート（がん患者等に対するがん患者、がん経験者（がんに罹患した経験を有する者をいう。次条において同じ。）及びその家族による相談支援の取組をいう。）を推進していくために必要な研修等の施策

四 前三号に掲げるもののほか、がん患者等に対する相談支援の体制を充実するために必要な施策

（就労の支援）

第十九条 県は、がん患者及びがん経験者が働き続けることができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がんの治療と就労との両立に関する理解を深めるための事業者、その従業員その他県民への啓発活動

二 がん診療連携拠点病院等その他関係機関と連携した就労に関する相談支援体制の整備

三 前二号に掲げるほか、がん患者等及びがん経験者の就労の支援のために必要な施策

第五章 がん対策の推進

(がんに関する情報の収集及び提供)

第二十条 県は、国と連携し、がんに関する情報を収集し、及び分析するとともに、県民に対し、がん医療及びがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する正確かつ適切な情報を提供するものとする。

(がん登録の推進)

第二十一条 県は、医療関係団体等と連携して、効果的ながん対策の企画及び立案並びにがん医療の水準の向上に資するがん登録(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二条第二項に規定するがん登録をいう。)の推進を図るため、医療機関に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の推進)

第二十二条 県は、がん対策が、市町、県民、医療保険者、保健医療福祉関係者及び事業者が相互に連携し、主体的に取り組む運動として推進されるよう努めるものとする。

(石川県がん対策推進計画)

第二十三条 県は、法第十一条第一項の規定により石川県がん対策推進計画(次項において「計画」という。)を策定し、又は変更するときは、この条例の趣旨を尊重するとともに、県民の意見が適切に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、計画の進捗状況について議会に報告するとともに、これを公表するものとする。
(財政上の措置等)

第二十四条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

奨学金制度の更なる充実等を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構は、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的理由により進学を断念することがないように奨学金事業を実施している。

これまでに、平成24年度から無利子の第一種のみ「所得連動返還型無利子奨学金」を導入し、平成27年度の無利子奨学金の貸与枠が過去最高の46万人分を確保された。更には平成26年度から延滞金の賦課率の引下げ等を実施しているところであるが、これらの制度は要件が厳しく様々な制限があることに対して問題点が指摘されている。返還金は奨学金の原資となることから、更なる改善が不可欠である。

よって、国におかれては、意欲と能力のある若者の返還に対する意欲を失わせることのないよう柔軟な返還を可能とする奨学金制度の改善に向けて、下記の事項について、実施するよう強く要望する。

記

- 1 無利子奨学金の貸与人員を増やし、一層の充実を図ること。
 - 2 高校生の給付型奨学金制度は拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
 - 3 平成29年度からの導入が検討されている所得連動返還型奨学金制度に関して、制度設計等の準備を着実に推進すること。
 - 4 延滞金制度を見直すこと。
 - 5 大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引下げを図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

} あて

議会議案第4号

高速・貸切バスの安全対策の徹底を求める意見書

平成24年4月、関越自動車道で発生した、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスの痛ましい事故を受け、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」が早急に策定され、高速ツアーバスから新高速乗合バスへの移行・一本化する制度の前倒しや、交替運転者の配置基準の明確化・厳格化、更には運輸マネジメント実施義務付け対象の拡大など、高速・貸切バスの安全対策の強化が講じられたところである。

しかしながら、本年1月15日、長野県軽井沢町で発生したスキーバスの転落事故により多くの尊い命が失われた。事故の背景に規制緩和の弊害があるとの指摘もされていたにもかかわらず、これまで繰り返し発生した事故の教訓が活かされなかったことは残念と言わざるを得ない。

言うまでもなく、バス事業者は労働環境の改善や整備・点検を徹底し、また旅行業者はバス事業者との公正な取引を確保し、もって安全の確保を図ることは要諦である。

よって、国におかれては、今回の事故原因の徹底究明はもとより、関係省庁との連携をより一層図り、高速・貸切バス事業者や旅行業者など関係者と一丸となって、二度とこのような痛ましい事故が繰り返されることのないよう必要な対策を早急に行うとともに、改めて実情を踏まえ、運転手の労働環境の改善など、更なる対策の追加、運用の改善を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

議会議案第5号

持続可能な医療提供体制の整備に係る税制面の
改革を求める意見書

我が国においては、全ての国民が公的医療保険に加入する“国民皆保険制度”と、医療機関の連携のもとで地域ごとに必要とされる医療を適切に提供する“地域医療提供体制”のもと、国民誰もが、いつでも良質な医療を受けられるよう、良識と熱意を持った医療従事者が懸命に医療提供をし続けている。

一方、社会保険診療等は消費税非課税であるため、医療機関等は仕入れ時の消費税を控除することができず、その消費税相当額分は診療報酬等に上乗せされているが、その上乗せが不十分であることや、個々の医療機関等の仕入れ構成の違いに対応できないなどにより、医療機関等の経営を圧迫し、とりわけ設備投資が大きい医療機関等の消費税負担が深刻な問題となっている。それは、地域医療の最後のとりでとされる自治体病院も例外ではなく、地方財政を圧迫する要因ともなっている。

加えて、社会保険診療等は消費税非課税でありながら、現在の診療報酬等へ上乗せする仕組みでは、社会保険料や窓口負担として患者である国民に対し、目に見えない形で消費税分を負担させている結果となっている。

こうした状況のまま消費税率が引き上げられることになれば、社会保障の充実・安定を目的とする消費税率の引上げによって、地域医療提供体制が崩れてしまうことが懸念される。

よって、国におかれては、持続可能な医療提供体制の確立に向けて、医療等に係る消費税問題の抜本的な解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

児童虐待防止対策の体制拡充を求める意見書

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑化するケースも多々発生している。こうした現状に鑑み、昨年12月、児童虐待防止対策強化プロジェクトを策定したところである。

しかしながら、児童虐待による幼い命が奪われる事件は現在も発生しており、早急な対策強化の必要性は言うまでもない。

よって、国におかれては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待の発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化となる早期の児童福祉法等改正に向け、下記の事項について、速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援により、児童虐待の発生を予防するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国に設置すること。

また、子育ての不安や悩みを抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施すること。

- 2 児童福祉司、児童心理司、保健師を始めとした職員配置の強化や、子どもの権利を擁護する観点から弁護士を活用等を積極的に図り、児童相談所の体制や専門性を強化すること。
- 3 児童相談所と学校や医療機関、警察等関係機関との緊密な連携体制を再構築し、虐待の早期発見に努めるとともに、特に、警察と児童相談所間においては、情報の共有化を緊密に図ること。
- 4 一時保護所の環境改善と施設数の拡大を図ること。

また、里親等による家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境整備の推進と施設入居している被虐待児等の中長期的な自立支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官

} あて

将来展望に立った農業政策を求める意見書

T P P 協定については、昨年10月5日、関係12カ国間で大筋合意に至り、去る2月4日に、ニュージーランドにおいて調印式が行われ、正式合意となった。

国では、大筋合意を受け、11月25日に「総合的なT P P 関連政策大綱」を決定し、農林水産分野については、米や牛肉・豚肉など重要5品目を中心に経営安定・安定供給のための措置の充実を図るとともに、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など成長産業化に取り組む生産者を応援することとした。

また、12月24日には、T P P 協定の経済効果分析を公表し、それによれば、「関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む」としたが、生産者には農業経営の将来に対する不安の声が高まっている。

農業は、我々の生存に必要な食料を供給するという大変重要な産業であることに鑑みれば、T P P 協定の影響を最小限に抑えるのみならず、意欲ある生産者が、将来にわたって持続的に取り組める環境を整えることが必要である。

よって、国におかれては、生産者が将来展望をもって農業に取り組むため、下記の事項について、責任を持って対応されるよう強く要望する。

記

- 1 T P P 協定に係る国会決議について、国会において十分に審議を尽くすこと。
- 2 農業の持続的発展に向け、生産者が将来展望と意欲を持って農業に取り組めるよう、万全の対策を講じるとともに、必要な予算を十分に確保すること。
- 3 施策の具体化に当たっては、地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

} あて

議会議案第8号

軽減税率の円滑な導入に向け、事業者支援の強化などを
求める意見書

平成29年4月の消費税10%への引上げと同時に、軽減税率制度の導入が決定され、既に国会においては関係法律案について審議されているところである。

これにより、我が国において初めて複数税率が導入されることとなるが、産業の川上から川下に至る多くの事業者の事務負担増加が心配される。

そこで、請求書等に適用税率・税額を記載するインボイス制度導入までの間、現行の請求書保存方式の維持などの経過措置も講じられているところであるが、事業者の十分な理解を得るため、相談体制の整備など事業者に対するサポート体制の整備は急務である。

よって、国におかれては、下記の事項について、早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 全ての中小・小規模事業者等が複数税率に対応するレジを導入できるよう円滑な制度実施に向けて必要な財源を確保すること。
 - 2 電子的受発注システムを導入している事業者に対し、システム改修等の適切な補助を行うとともに、低利融資などの必要な支援を行うこと。
 - 3 中小・小規模事業者等の軽減税率制度の理解を深めるため、講習会の開催や相談窓口の設置など積極的な周知に取り組むこと。
 - 4 巡回指導や専門家の派遣などのサポート体制を構築すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
経済産業大臣	
内閣官房長官	